

平成29年度

事業計画書

【期間：平成29年4月～平成30年3月】

社会福祉法人志摩市社会福祉協議会

平成29年度 社会福祉法人志摩市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本理念

個人の人格や生き方を尊重し、住み慣れた地域において、誰もが安心して豊かに暮らせる地域福祉を実現します。

2. 基本方針

人口減少、少子高齢化が急速なスピードで進む中、地域課題はますます多様で複雑化の傾向にあります。生活困窮支援・意思決定支援から買物支援まで「高齢者福祉」や「障がい者福祉」といった支援の枠組みを超えた、まさに「世帯丸ごと」「地域丸ごと」支援が求められています。

こうした社会情勢にあわせて、柔軟な変化が求められるものの、これまでの「価値」を変えるには相当の覚悟が必要で、業績等が示すとおり、依然厳しい運営状況が続いております。

それでも、一昨年前から取り組んだ収支改善や組織改革など、「地域から遠くなった。」と言われてながら少しずつ経営面での効果が出始めており、後は、昨年度に志摩市とともに策定した地域福祉（活動）計画に基づいて、いかに「地域丸ごと」支援を実践できるかが課題であり、新たな「価値」による社協の専門性が試されております。

介護保険事業の方向性、地域福祉における費用対効果、老朽施設の維持、職員の処遇など、まだまだ健全経営に向けた課題が山積するなか、引き続きメリハリと創意工夫を以って、地域住民との信頼向上（回復）に努めていきます。

3. 重点事項及び具体的な取り組み

I. 法人運営事業

1. 組織経営基盤の充実強化

(1) 組織機能の強化

- ・社会福祉法等の一部を改正する法律による社会福祉法人制度改革を推し進め、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に取り組みます。
- ・地域福祉の担い手としてふさわしい事業を住民とともに実施していくため、理事会・評議員会などを中心として、法人運営の強化を図ります。
- ・本会の事業の健全経営や透明性を図るため、監事による監査を実施します。

(2) 財政基盤の強化

- ・財政状況が厳しい中、会費、寄付金、共同募金配分金、介護保険収入など自主財源の確保に努めるとともに、経費の節約など支出の抑制に努めます。

- ・組織機構の再編や事業内容及び実施体制などを見直し、収支の均衡が図れるよう身の丈にあった経営改善に取り組みます。

(3) 組織の活性化

- ・人事評価制度の質を高め、業務実績、能力に基づく人事管理を通じた人材育成及び組織全体の士気及び業務能率の向上を図ります。
- ・職員の資質向上を図るため研修や講習への主体的参加や自主研修を企画・実施し、知識、技術の向上に努めます。

2. 地域福祉センターの管理運営

- ・経営改善に向けた取り組みにおいて地域福祉センターの効率的、効果的な運営を目指すとともに、各種関係機関、諸団体との連携・協働を深め、地域の福祉拠点としての役割を担います。
- ・地域福祉センターの指定管理者として施設の設置目的や特性などを踏まえ、福祉を目的とする住民の交流及び活動の場を提供し、住民の自主的な福祉活動を支援します。

施設名	所在地	指定期間
浜島地域福祉センター さくら苑	浜島町桧山路3	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
大王地域福祉センター ゆうゆう苑	大王町波切3243-1	
阿児地域福祉センター サンライフあご	阿児町鶴方3098-1	
磯部地域福祉センター かがやき	磯部町迫間955	

3. 福祉活動の啓発

(1) 社会福祉大会の実施

- ・社会福祉関係者、住民が一堂に会し、当面する福祉諸問題に取り組む決意を新たにするとともに、多年にわたり社会福祉に貢献されている方々の顕彰を行う志摩市社会福祉大会を開催いたします。

(2) 広報活動の推進

- ・広報誌「社協だより」やホームページを活用して本会の役割や活動などに理解や協力を求めるとともに、地域福祉活動や在宅福祉サービスなどの福祉情報の啓発に努めます。

II. 地域福祉活動推進事業

1. 地域福祉活動計画の推進

- ・昨年度策定された第3次地域福祉計画（第3次地域福祉活動計画と一体のもの）では、『誰もが支え支えられ、いきいきとくらする志摩市をつくるための提案～共生社会にむけた市民みんなの協働計画～』という理念を掲げ、3つの充実（①福祉総合相談体制②地域支援③包括的な支援体制）を目標としています。人口の減少と高齢化にともなって弱まりつつある互助の機能を支えるため、本計画に地域支援コーディネーターの設置が明確に位置付けられ、本会がこれまで地道に進めてきた福祉のまちづくりへの取り組みが促進されることとなります。地域に出かけ、地域を知り、課題解決に向けて一緒に行動するために小地域活動を推進します。

(1) 新しい形で取り組む小地域活動

項目	内容
①地域支援コーディネーターの養成	・地域アセスメントや地域組織化などの手法やコミュニティソーシャルワークによる地域ネットワークのしくみづくりを進めるための技術や知識を習得します。
	・地域協力員を発掘し研修を行います。(随時)
	・地域支援者交流会の開催による地域活動の取組み交流を図ります。(年1回)
②地域訪問(1ヵ月に10ヶ所以上の訪問)	・自治会、民生委員等関係団体、学校、放課後児童、子育て支援機関、地域活動(サロン、子育て支援、障がい者活動など)、行政機関(福祉行政関係機関)、その他あらゆる地域活動の機会をとらえて、顔の見える関係づくりを進めます。
③ふくし座談会・協議体づくり	・地域づくりの関係者(自治会や活動者等)で協議体の構成をするための基盤づくりを進めます。～地域連携の促進、地域資源の開発、住民活動の組織化、住民の福祉意識向上、担い手の発掘・養成を進めるための協議が出来る環境づくりをコーディネートし、地域に合った地域力向上に向けた協議を進めます。
④個別支援	・個別支援及び困難ケースの課題解決に向け、関係機関や専門職による包括的ケア会議へ参画し協働します。
⑤拠点づくり事業	・昨年度に引き続き、志摩市からの委託を受け、和具地区・間崎地区を対象として、地域の生活を支える拠点機能を検証します。

(2) 継続する既存の小地域活動

項目	内容
①福祉委員会	・地域の課題やその解決に向けた活動者と組織の育成のため、自治会や関係機関と協議して福祉委員会の活動やその機能付与など小地域活動の形成過程において協議します。
②地域見守り事業	・訪問活動やふれあい弁当の配食サービスなどを通じて、地域での支えあい活動や交流、見守り活動の促進に努めます。 ※配食サービスの機会各地区年20回実施 ・事業の円滑、適切な実施にむけ検討する機会を持ちます。 ・今後は、徐々に地域見守り支援内容を見直し、小地域での見守りの体制などの方法を検討していきます。
③地域ふれあいサロン支援事業	・地域で孤立することなく安心して暮らせるまちづくりを目指し、地域住民が主体となって取り組む交流拠点づくりを支援します。また、地域支援コーディネーターが随時訪問により、日頃のサロン活動の想いや活性できるプログラム作りを支援します。 ※上限30,000円、47団体
④災害時要援護者支	・災害時に支援が必要な高齢者、障がい者などを助けあえるよう、

援	志摩市、自治会、民生委員児童委員協議会などと連携して災害時要援護者の把握により、有事の際に役立つ方法を地域とともに検討していきます。
⑤在宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> 日々の相談支援業務の中から必要に応じて、地域支援コーディネーターや各在宅介護サービス事業と連携を図り、地域実態の調査研究と並行して、地域で支援や見守りが必要な在宅の高齢者などを把握し、在宅介護に関する相談及び保健、福祉などの各種サービスが総合的に受けられるための支援を行ないます。

2. ボランティアセンター事業

- ボランティア活動・市民活動を推進するため、市民に身近な相談支援窓口として、志摩市社協ボランティアセンターでの相談支援体制を充実します。

項目	内容
①相談、支援	<ul style="list-style-type: none"> 志摩市社協ボランティアセンターへの登録を広く呼びかけ、団体活動の把握に努めます。 共同募金を財源に市内で活動する登録団体に対し、10,000円を上限に活動費を助成します。※60団体 もしものケガなどに備えるボランティア活動保険、行事用保険の加入推進と手続きを行います。 ボランティアに関する相談に迅速に対応します。
②推進、育成	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア同士の研鑽や交流を目的にボランティア交流会を開催します。※年1回 災害への備えを啓発し、災害ボランティアセンターを円滑に運営するための人材確保を図るとともに、市民への効果的な周知に向け、防災訓練への参加など災害に備える機能の充実を図ります。 地震から子どもを守りたいの活動を継続します。※年1回 視覚障がいのある方に的確に情報を伝える広報紙の音訳ボランティアなど重点的に支援が必要な団体の活動を支えます。 活動の拡大のため、ボランティアの養成を検討します。
③広報、啓発	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙を活用して情報を伝達します。 ブログやフェイスブックなどSNSを活用してリアルタイムで情報を発信します。
④各種研修、連絡会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> 担当職員の研鑽のため、各種研修会へ参加します。 伊勢志摩圏域、県域の活動について協議する連絡会議へ参加します。
⑤共同募金配分委員会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 共同募金の配分金を適切に管理運用するために配分委員会を組織し運営します。 共同募金を財源とした助成事業のプレゼンテーションを行います。

⑥各種ボランティア 関連行事への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・志摩ロードパーティ ・伊勢志摩ツーデーウォーク ・伊勢志摩サイクリングフェスタ
-----------------------	--

3. 福祉教育支援事業

- ・次世代を担う地域福祉リーダーの育成のため、年齢層に応じた福祉学習プログラムを学校やボランティアとともに検討・開発し、福祉学習プログラムを充実します。

項目	内容
①福祉協力校の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校、中学校、高等学校を福祉協力校として指定し、事業費を助成するとともに福祉学習プログラムを学校と協議するなど学校における福祉教育を支援します。 ※20校を予定
②介護人材の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う介護・福祉の人材を育成するため、高等学校、大学、事業所などの機関より実習希望者を受け入れます。 ※年間2名程度

4. 受託事業

(1) 生活支援体制整備事業

- ・志摩市より受託する生活支援体制整備事業により、地域支援コーディネーター（生活支援コーディネーター）として町域での担当者を配置します。担当者の地域訪問（アウトリーチ）から始まる、地域の人と“顔の見える関係”を築き、地域の資源や課題を把握（アセスメント）し、地域の人が主体の地域づくりが進むように、提案や助言などの支援（コーディネート）を行い、協働した地域づくりを支援します。

(2) 地域生活拠点づくり事業

- ・志摩市から受託する地域生活拠点づくり事業により、地域の拠り所として、サロンや見守り、地域課題の話し合いの場づくりや地域に合ったしくみづくりが展開できるための拠点づくりを推進します。（対象地区：志摩町間崎、志摩町和具）

(3) 介護予防事業

- ・志摩市地域支援事業の家族介護教室（任意事業）を志摩市から受託し、介護者などが介護に関する知識や技術を習得する機会を提供します。※年4回開催
- ・生きがい活動支援通所事業を志摩市から受託し、閉じこもりがちな高齢者などを対象に通所による生活指導や趣味活動、入浴、レクリエーションの機会を提供します。

事業所名	所在地
介護予防拠点施設菜の花館	阿児町神明642-1

(4) 放課後児童クラブ事業

- ・放課後児童クラブ事業を志摩市から受託し、仕事やその他の理由などで昼間、保護者がいない小学校などに通う児童を対象に、授業終了後、遊びや集団生活の場を提供してその健全な育成を図ります。

事業所名	所在地
------	-----

浜島放課後児童クラブ	浜島町浜島1112 浜島小学校内
磯部放課後児童クラブ	磯部町迫間13-1 磯部社会福祉センター内

5. 福祉サービス利用援助事業

(1) 障がい者相談支援事業

- ・障がいのある人が地域で生活する上での困りごとについて相談に応じ、各種情報の提供や関係機関の紹介など必要な助言を行なうとともに、必要に応じてサービスの利用計画を作成し福祉サービスの利用を支援します。
- ・大王・磯部の2カ所に設置し、居宅介護支援事業とあわせて障がい者（児）の相談支援事業に取り組んでいきます。

事業所名	所在地
社協相談支援センターゆうゆう	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内
社協相談支援センターかがやき	磯部町迫間955 かがやき内

(2) 日常生活自立支援センター事業

- ・地域福祉権利擁護事業を三重県社会福祉協議会から受託し、判断能力に不安のある高齢者、障がいのある人などに福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類などの預かりサービスを行ない、できる限り地域で自立した生活が送れるよう支援します。

事業所名	所在地
志摩日常生活自立支援センター	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(3) 成年後見制度の利用支援

- ・認知症、知的障がい、精神障がいなどの障がいにより、判断能力に不安のある人の自己選択や自己決定を支援するため、成年後見制度の利用を支援します。また、法人後見への取り組みを整理します。

(4) 地域生活定着支援

- ・加齢や障がいにより支援を必要とする受刑者の退所後について、三重県地域生活定着支援センターと連携を図りながら住居の確保や福祉サービスの利用援助などにより地域生活が可能となるよう支援します。

(5) 志摩市生活困窮者自立支援事業

- ・平成29年度も引き続き3事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業）を受託実施します。生活困窮者が困窮状態からの早期脱却に向け福祉事務所やハローワーク、生活福祉資金貸付事業と連携し包括的な相談支援にあたります。

項目	内容
①自立相談支援事業	・支援調整会議を柱に福祉事務所や民生児童委員等関係機関との連携・ネットワークの強化を図り、生活困窮者の課題の把握と包括的な支援を実施します。
②就労準備支援事業	・一般就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験（訓練）などの支援を実施します。 ※認定就労訓練事業所として認可を受けた本会の役割を全職員が認識し生活困窮者の支援に注力するとともに、一般事業者への啓

	発をすすめ、協力事業者を増やしていきます。
③家計相談支援事業	・相談者自身が家計状況を把握し、収支の見通しが持てるよう家計表等を一緒に作成し、家計管理に関する助言や生活福祉資金貸付制度の斡旋等を実施します。

事業所名	所在地
志摩市暮らしサポートセンターふんばり	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(6) 生活福祉資金貸付事業

- ・生活福祉資金貸付事業を三重県社会福祉協議会から受託し、低所得者世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して資金の貸付けと必要な援助指導を行ない、経済的に安定した生活が送れるよう支援します。

(7) 専門相談会

- ・土地、相続、金銭貸借など民法上の相談窓口として、専門相談会を開催します。

相談区分	相談員	開催頻度
法律に関する相談	弁護士	年14回（内4回：法テラス三重の巡回相談）
登記・訴訟に関する相談	司法書士	年10回

6. 赤い羽根共同募金運動の協力

- ・社会福祉法人三重県共同募金会志摩市共同募金委員会が実施する赤い羽根共同募金運動に協力し、地域福祉の財源確保に努めます。

7. 関係団体の活動支援、協力

- ・志摩市老人クラブ連合会などの関係団体の自主運営を支援、協力いたします。

項目	内容
①民生委員児童委員協議会	・地区民生委員児童委員協議会の事務局として民生委員児童委員との連携を一層強化し、小地域での福祉活動を推進していきます。

8. 会員サービス事業

項目	内容
①見守り支援員活動	<ul style="list-style-type: none"> ・磯部町内の自治会に対し、見守り支援員を依頼し、安否確認活動を促進します。 ※20地区、160名 ・会費を活用した住民主体の活動として、他地区への波及を検討します。

III. 在宅福祉サービス事業

1. 介護保険サービス事業の運営と充実

(1) 居宅介護支援事業

- ・介護支援専門員としての専門性を発揮し、要支援・要介護認定を受けた方への適切な予防プラン及びケアプランを作成します。
- ・高齢者がより充実した在宅生活を送ることができるよう、行政、サービス事業者、医療機関など関係機関との連携を密にし、信頼性の高い事業所を目指します。
- ・専門員研修などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・昨年度途中より、要介護認定の訪問調査の依頼を受け、業務を行なっており引き続き協力していきます。

事業所名	所在地
社協相談支援センターゆうゆう	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内
社協相談支援センターかがやき	磯部町迫間955 かがやき内

(2) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業

- ・要介護及び要支援と認定された方の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴・排泄・食事などの介護やサービスを提供することにより、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目標に安心して在宅生活を送れるよう支援します。
- ・居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、信頼される事業所を目指します。

事業所名	所在地
ヘルパーセンターあんず	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(3) 訪問入浴介護事業・介護予防訪問入浴事業

- ・要介護及び要支援と認定され自宅の浴槽では入浴が困難な方に、看護師及び介護職員などが入浴車で訪問し、簡易浴槽による入浴サービスを提供します。
- ・実務研修会などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
阿児訪問入浴介護事業所	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(4) 通所介護事業・介護予防通所介護事業

- ・要介護及び要支援と認定された方にデイサービスセンターに通所していただき、入浴・食事・機能回復訓練などを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並びに家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。
- ・職員の資質向上（介護技術・医療の知識・接遇等）に取り組み、研修会への参加や勉強会を定期的で開催していきます。
- ・各居宅介護支援事業所へ空き状況を報告するなど連携をとりながら新規利用者の獲得、利用者のサービス提供回数増に積極的に取り組んでいきます。
- ・利用してみたいとの希望があれば、介護保険の認定を受けていない方でも体験利用や見学できるように努めていきます。
- ・今年度からの介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、今まで利用していた方が引き続き利用できるように調整していきます。

事業所名	定員	所在地
------	----	-----

浜島（介護予防）通所介護事業所	35名	浜島町桧山路3 さくら苑内
大王（介護予防）通所介護事業所	40名	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内
阿児（介護予防）通所介護事業所	35名	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内
磯部（介護予防）通所介護事業所	40名	磯部町迫間955 かがやき内

(5) 福祉用具貸与事業・介護予防福祉用具貸与事業・福祉用具販売事業・介護予防福祉用具販売事業

- ・要介護及び要支援と認定され心身の機能が低下した方に、福祉用具を貸与又は販売することにより、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目標に安心して在宅生活が送れるよう支援します。
- ・緊急時などの対応や体制を見直し、安心して利用していただける事業所として、新規利用者の増加に努めます。
- ・居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
社協ふくし用具の「あい」	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(6) 訪問看護事業・介護予防訪問看護事業

- ・要介護及び要支援と認定された方の自宅に看護師が訪問し、主治医の指示により療養のお世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の心身機能の維持や在宅療法が継続できるよう援助します。
- ・実務研修会などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・居宅介護支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
社協（介護予防）訪問看護ステーション	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

2. 障がい福祉サービス事業の運営と充実

(1) 障がい者ヘルパーセンター事業

- ・障がいのある方の自宅に訪問介護員（ホームヘルパー）が訪問し、入浴・排泄・食事などの介護サービスを提供することにより、利用者の自立支援並びに生活の質の向上を目的に安心して在宅生活が送れるよう支援します。
- ・専門性の高い支援を求められることから、研修会などに積極的に参加し、職員の資質向上に努めます。
- ・相談支援事業所や利用者を取り巻く他のサービス事業所との連携を密にし、質の高いサービスの提供に努めます。

事業所名	所在地
ヘルパーセンターあんず	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内

(2) 障がい者生活介護センター事業

- ・障がいのある方にデイサービスセンターに通所していただき、入浴・食事・機能回復訓練などを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能維持、改善並び

に家族の身体的、精神的な負担の軽減に努めます。

事業所名	定員	所在地
障がい者生活介護センターきらり	14名	阿児町神明2065-3 きらり内
従たる施設：えりはら	6名	磯部町恵利原1421 えりはら内
障がい者生活介護センターかがやき	14名	磯部町迫間955 かがやき内
従たる施設：障がい者生活介護ステーションゆうゆう苑	6名	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内

(3) 日中一時支援事業

- 障がいのある方の日中活動の場を確保し、その家族の就労を支援して一時的な休息の場を提供します。

事業所名	所在地
障がい者生活介護センターきらり	阿児町神明2065-3 きらり内

(4) 放課後等デイサービス事業

- 障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの場を提供します。

事業所名	定員	所在地
障がい児童デイサービスセンターくれよん	10名	浜島町桧山路3 さくら苑内
障がい児童デイサービスセンターくれよん2	10名	大王町波切3243-1 ゆうゆう苑内

(5) 就労継続支援B型事業

- 一般企業などでの就労が困難な障がいのある方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。

事業所名	定員	所在地
障がい者支援施設あいのその	10名	大王町波切3298-1
従たる施設：ひかり作業場	10名	阿児町神明1539-4
障がい者支援施設はばたき	20名	阿児町神明2064-4
障がい者支援施設えりはら	20名	磯部町恵利原1421

(6) 就労移行支援事業／就労継続支援A型事業

- 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（就労移行支援定員10名）
- 労働者（雇用）として働きながら、一般就労を目指します。（就労継続支援A型定員10名）
- 後継者不足に悩む地場産業の担い手として、新たな障がい者雇用の機会を確保することや、地域貢献を果たすことなどを目的として、引き続き水産業との連携を図っていきます。

事業所名	定員	所在地
障がい者就労支援事業所「ひまわり」	20名	阿児町鶴方3098-1 サンライフあご内
従たる施設：「ひまわり」Ⅱ		阿児町鶴方441-673

3. ふくし移送サービス事業〔自家用有償旅客運送の福祉有償運送事業〕の実施

- 介護給付費等と一体的な移送サービス、志摩市外出支援事業（受託事業）を継続実施いたします。

- ・志摩市における移動支援のあり方について、引き続き行政機関へ役割分担と費用負担について理解を求めていきます。また財源確保の観点や社会福祉協議会の意義を確認しながら、事業規模・事業継続・負担割合などについて引き続き協議を重ね、効果的な方法を検討していきます。

項目	内容
①介護給付費等と一体的な移送サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険等の給付により、病院に通院するための乗車・降車の介助や病院内での受診手続きを支援します。 ・同行援護、移動支援などに付随する車両での移動を支援します。
②志摩市外出支援サービス(受託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね60歳以上で下肢が不自由なために一般の交通機関を利用することが困難な方の病院などへの移動を支援します。

事業所名	所在地
ふくし移送サービス阿児事業所	阿児町鶯方3098-1 サンライフあご内